



経営者保証非提供促進資金

経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させ、中小企業者の事業の発展を後押しするため、国の全国統一制度「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する方が負担する信用保証料の一部を補助する資金の貸付を行う制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する法人である中小企業者で、次のいずれにも該当する方

(ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は①、②及び③、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は③の申込人資格要件は問わない。)

- ① 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している方。
 - ② 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない方。
 - ③ 次の両方又はいずれかを満たす方。
 - 1 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でない(注1)こと。
 - 2 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない(注2)こと。
 - ④ 次の1及び2について継続的に充足することを誓約する書面を提出している方。
 - 1 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - 2 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
 - ⑤ 保証料率の引上げ(注3)により経営者保証を提供しないことを希望している方。
- (注1) 「純資産の額 ≥ 0 」であること。
- (注2) 「経常利益+減価償却 ≥ 0 」であること。
- (注3) 中小企業信用保険法施行規則(昭和37年通商産業省令第14号)第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

融資条件

資金使途	設備資金・運転資金
貸付限度額	8千万円以内 ・ セーフティネット保証を適用する場合は、別枠で8千万円以内
貸付期間	10年以内（据置期間1年以内）
貸付利率	<u>固定金利</u> 融資期間に応じて次のとおり。 融資期間 3年以内 年2.3%以内 3年超10年以内 年2.5%以内
担保・保証人	不要
保証料率	経営状況に応じ年0.70～1.95%（9区分） うち、経営者保証非提供に伴う上乗せ保証料は、0.25%又は0.45% （～R8.3.31申込分については、国が0.10%を補助） ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。

申込手続

お近くの商工会・商工会議所にご相談のうえ、取扱金融機関にお申込みください。

＜取扱金融機関＞

普通銀行、信用金庫、㈱商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

※ 融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査、岩手県信用保証協会の保証審査が必要となり、審査の結果ご希望に添えないこともございます。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549

Mail：AE0002@pref.iwate.jp

HP：岩手県公式ホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）から「制度融資」で検索